

意見書案第26号

令和4年9月27日提出

令和4年9月27日可決

提出者 市議会議員 角 田 修 一

同 宮 崎 裕紀子

同 中 里 武

児童養護施設退所後の支援の充実を求める意見書

保護者のない児童、虐待されている児童などが入所する児童養護施設で育った子供らの自立支援において、2022年児童福祉法が改正され18歳上限の撤廃が決まった。施設などに在籍し進学や就職の準備期間を長く取れるようになるが、施設の事情などで在席延長ができずに自立を迫られる子も多く、支援策のさらなる拡充が求められている。

施設などを離れたいわゆるケアリーパーは、社会経験が少ない中で退所後すぐに立ち立ちをして新生活を送らなければならない。前橋市では自立生活支援金として20万円を支給しているが、自治体や地域ごとに支援内容に差がある。住宅の確保においては保証人がなく契約ができなかったり、体力的・精神的な理由で退学や離職に追い込まれたり、頼れる人がいなかったりと、生活を続けていくには厳しい状況にあり、困窮し孤立に陥りやすい。

国は児童養護施設を退所する若者が早急に社会に定着できるよう、退所後の新生活支度金等の給付や職業教育、公営住宅の優先利用など住居の確保のための支援充実、相談できるアフターケア事業、就職活動が円滑に進むよう民間企業への支援施策などを講じるべきである。特に今般の新型コロナウイルス感染症蔓延により経済が疲弊する中で、児童養護施設退所者は厳しい状況に置かれ続けており、喫緊の対応が必要である。

よって、国においては、児童養護施設退所後の支援の充実を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明